A

世田谷区長　　あて

求職活動等状況報告書

この報告書は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定日の翌月末までに世田谷区に提出し、支給決定日の翌々月以降毎月末（提出期限）までに提出してください。（合計３か月間）

※（例）支給決定日が7月30日の場合…①8月31日まで、②9月30日まで、③10月31日までに提出

【この１か月間にあなたが行った活動に✓を入れてください。】

1または**2**のどちらかの活動を行う必要がありますので留意してください。

1

☐ 1回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受けた

回数：（　　回）

月　　日（　　）　窓口　別紙B の送付　電話　メール　その他

☐ 2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での職業相談等を受けた

回数：（　　回）

（提出書類）C 職業相談確認票

☐ 週1回以上、求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた

回数：（　　回）

（提出書類）D 常用就職活動状況報告書

または

2

☐ 生活保護の申請を行った

月　　日（　　）申請先：　　福祉事務所

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提出日：　　年　　月　　日

フリガナ

氏　名：　　生年月日：西暦　　年　　月　　日

住　所：　　電話番号：

問い合わせ番号								